

改正

平成26年9月29日規則第12号

平成30年12月28日規則第29号

令和3年5月31日規則第14号

葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、20歳未満で別表第1に定める程度の障害の状態にある者又は20歳未満で別表第2に定める学校に在学している者をいう。

2 この規則において「ひとり親」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を監護する父又は母をいう。ただし、当該児童が、児童を監護しない父若しくは母（当該父又は母が別表第3に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）と生計を同じくし、又は父若しくは母の配偶者（当該配偶者が別表第3に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）に養育されているものを除く。

(1) 父又は母が死亡した児童

(2) 父母が婚姻を解消した児童

(3) 父又は母が別表第3に定める障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（父又は母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(9) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

3 この規則において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居してこれを監護し、かつ、そ

の生計を主として維持する者であって、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この規則において「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その児童の母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この規則において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。
(対象者)

第3条 この規則により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるものとする。

- (1) ひとり親及びその児童
- (2) 前条第3項各号に掲げる児童及びその養育者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）その他自己負担額に相当する額を国又は地方公共団体において負担している施設に入所している者
- (3) 葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）により医療費の助成を受けることができる者

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

- (1) ひとり親又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で、ひとり親等が前々年の12月31日にお

いて生計を維持したものの有無及び数に応じて、ひとり親等(次に掲げる児童の養育者を除く。)にあつては別表第4、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第5の額以上であるとき。

ア 第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がない者

イ 第2条第2項第7号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がない者

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第2項第8号に該当する児童であつて、母が死亡した者又は母の生死が明らかでない者

オ 第2条第2項第9号に該当する児童

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第6の額以上であるとき。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合は、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、その損害を受けた年の前々年における当該被害者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。

3 第1項の所得は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次項において同じ。)に係る所得とする。

4 前項の所得の算出にあつては、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の

金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額並びにひとり親がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から8万円を控除するものとする。

5 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第

13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。) (ひとり親を除く。) については、27万円 (当該控除を受けた者が同法第34条第3項に規定する寡婦 (同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第34条第3項に該当する者を含む。) である場合には、35万円)

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、町長に申請し、医療証 (様式第1号) の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書 (現況届) (様式第2号) に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

(2) 世帯の状況を証する書類

(3) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書

(4) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) による児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当証書の写しを添付するときは、前項第2号から第4号までの書類の添付を省略することができる。

4 町長は、第1項の規定により申請があつた場合において、助成を行うことと決定したときは、医療証を交付し、助成を行わないことと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書 (様式第3号) により通知するものとする。

5 医療証の有効期間は、毎年12月31日までとし、翌年の1月1日に更新する。

6 医療証の交付を受けた者 (以下「受給者」という。) は、その資格を喪失したときは、速やか

に医療証を町長に返還しなければならない。

- 7 受給者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書（様式第4号）により町長に医療証の再交付を申請することができる。
- 8 医療証を破損し、又は汚損したときの前項の規定による申請は、当該医療証を添えて行わなければならない。
- 9 受給者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、発見した医療証を町長に返還しなければならない。

（医療費の助成）

第6条 町は、医療保険各法により医療を取り扱う病院、診療所、薬局その他の者（以下「医療取扱機関」という。）において受給者が医療保険各法の規定により医療を受けた場合に、当該医療を受けるのに要する費用（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）又は当該医療保険各法の規定による算定方法によって算定された額を超える額及び食事療養に係る費用を除く。）のうち、受給者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、町長は、その給付の限度において助成を行わないことができる。

（助成の方法）

第7条 医療費の助成は、受給者が医療取扱機関に医療証を提示して医療を受けた場合に、自己負担額に相当する額を、町が当該医療取扱機関に支払うことにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の医療費の助成は、自己負担額に相当する額を受給者に支払うことにより行うことができる。

- (1) 受給者が当該医療を受けるのに要する費用を支払った場合において、医療保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

- (2) 前号に定める場合のほか、町長が特別に必要があると認めたとき。

- 3 前項の規定により医療費の助成を受けようとする受給者は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書（様式第5号）により町長に申請しなければならない。

- 4 前項の規定による申請には、第2項第1号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、町が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（届出義務）

第8条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更（消滅）届（様式第6号）に医療証を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 医療証に記載された対象者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 医療保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 医療証に記載された対象者のうち、一部の者が対象者としての要件を欠いたとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。
- (5) 第3条第2項各号に該当する者となったとき。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、毎年、町長に届け出なければならない。ただし、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が継続して当該手当を受けられることができるときは、届出を省略することができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 この規則による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（添付書類の省略）

第11条 町長は、この規則の規定による申請又は届出に添付させる書類により証明する事項を公簿上で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則の規定により医療証の交付を受けている者は、この規則による改正後の葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則第5条第4項の規定により医療証の交付を受けた者とみなし、医療費の助成を受けることができる。

附 則（平成30年12月28日規則第29号）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年5月31日規則第14号）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢の全ての指を欠くもの
- 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢の全ての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 1から14までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正

視力によって測定する。

別表第2（第2条関係）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校中等教育学校の後期課程（同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条において準用する同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 3 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
- 4 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 5 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程
- 6 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第3（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 1から8までに掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第4（第4条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額）

別表第5（第4条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第6（第4条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、

	その額に当該老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）60,000円を加算した額）
--	---

様式第 1 号

(親) 福祉医療証	
住 所	
氏 名	
有効期間	
<small>次の受給者は、葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則により医療費の一部を葉山町が助成するものであることを証明する。</small>	
葉 山 町 長	
交付年月日	

受給者番号・氏名		備 考
負担者番号	8 5 1 4 0 5 1 5	
受給者番号		
負担者番号	8 5 1 4 0 5 1 5	
受給者番号		
負担者番号	8 5 1 4 0 5 1 5	
受給者番号		

受給者番号・氏名		備 考
負担者番号	8 5 1 4 0 5 1 5	
受給者番号		
負担者番号	8 5 1 4 0 5 1 5	
受給者番号		
負担者番号	8 5 1 4 0 5 1 5	
受給者番号		

様式第3号

㊦ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

葉山町長

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由によりひとり親家庭等医療費助成事業の対象者となりませんでしたので通知します。

申請者の氏名

理 由

備 考

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葉山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求はできなくなります。また、この処分（審査請求をした場合には、これに対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に葉山町（葉山町長が被告の代表者となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分（審査請求をした場合には、これに対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると、訴えの提起はできなくなります。

様式第5号

⑧ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書

										支給決定額	※	円	
負担者番号	8	5	1	4	0	5	1	5	世帯主組合員／被保険者氏名				
受給者番号	7	0											
保険の種類	1.国保 2.国保組合 3.健保組合 4.協会けんぽ 5.共済組合					被保険者証 記号番号							
保険者名	番号							名称					
対象者氏名								生年月日	年 月 日				
申請の種類			1 一般 2 歯科 3 薬剤 4 看護 5 移送 6 補装具 7 その他										
入院・入院外の別			1 入院 2 入院外										
診療等を受けた期間			年 月 日から					年 月 日					
医療費総額			円										
支給申請額			円										
病院等の名前所在地			別添領収書のとおり										
申請の理由 (詳細に記入)			1 県外の医療機関等で受診 2 医療証交付前の受診 3 県外国保加入 4 その他 ()										
支給額は、下記の口座にお振り込み下さい。													
振込先 金融機関	銀行					店	1 普通 2 当座	口座番号 口座名義					
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療助成費の支給を申請します。 年 月 日 葉山町長 殿 住所 葉山町 氏名													

(備考)1 ※欄は、記入しないでください。

2 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。

3 町の国民健康保険以外の保険に加入している方は、保険の療養費支給決定通知書又は領収書を添えて申請してください。なお、保険で附加給付のある場合は申し出てください。

※町記入欄【助成額内訳】

入院	件	円	通院	件	円	歯科	件	円
調剤	件	円	柔整	件	円	その他	件	円

様式第6号

㊦ひとり親家庭等医療費助成事業 申請事項変更（消滅）届

医療証 番号		8	5	1	4	0	5	1	5		
		7	0								
変 更 の 場 合	新 氏 名 (旧 氏 名)	()							のため変更		
	新 住 所 (旧 住 所)	()							TEL		
	(新) 勤 務 内 容	職 業									
		勤 務 先									
		勤 務 先 住 所									
	(新) 加 入 医 療 保 険	保 険 の 種 類	1 国保 2 国保組合 3 健保組合 4 協会けんぽ 5 共済組合								
		被 保 険 者 氏 名					申請者との続柄				
		保 険 証 記 号 番 号					保 険 者 番 号				
		保 険 者 名									
		保 険 者 所 在 地									
附 加 給 付 の 有 無		有 ・ 無									
そ の 他 の 事 項											
変 更 年 月 日		年 月 日									
消 滅 の 場 合	消 滅 理 由	1 他の市区町村に転出 (転出先 ())									
		2 生活保護等受給 3 死亡 4 ひとり親家庭でなくなった(理由 ()) 5 その他(())									
消 滅 年 月 日		年 月 日									
<p>申請事項が変更 上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の 受給資格が消滅 しましたので、届出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>葉山町長 殿</p> <p>住 所 葉山町</p> <p>氏 名</p>											